

# ○高官の視察、訓練検閲等における幹部あいさつ要領について (通知)

平成4年3月24日

海幕総務第1473号

海上幕僚監部監理部長から各部隊の長・各機関の長あて

高官の視察、訓練検閲等における幹部あいさつ要領について（通知）

標記について、別紙のとおり実施することとされたので通知する。

添付書類：別紙

別 紙

## 幹部あいさつ要領

### 1 あいさつの区分及びあいさつ者

あいさつは、単独及び列立に区分して実施するものとし、列立あいさつ者は、原則として5人を1グループとする。

各部隊・機関の長（以下「各部隊の長」という。）は、それぞれの区分によるあいさつ者を指定する。

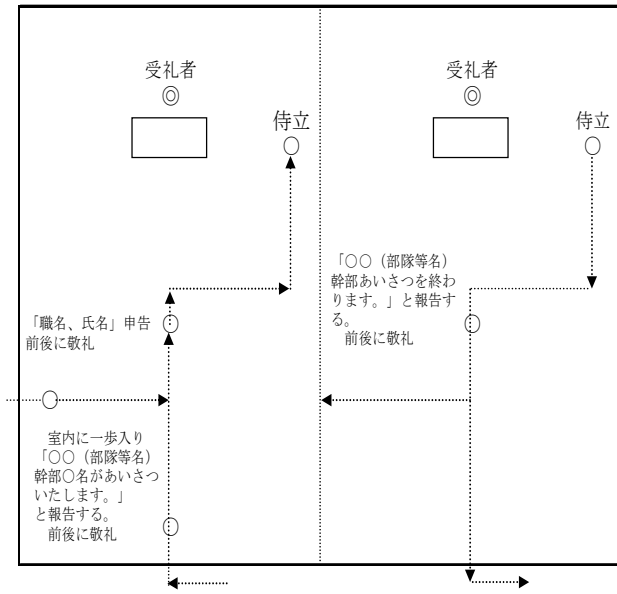
### 2 あいさつ要領

- (1) 各部隊の長は、当該部隊の幹部等のあいさつに侍立するものとする。
- (2) 各部隊の長は、受礼者に対し「〇〇（部隊等名）幹部〇名があいさついたします。」と事前報告するものとする。この報告は、室内に一步入ったところで、受礼者に正対して実施する。この際、報告の前後に敬礼を行う。引き続き、受礼者の正面に移動し、職名、氏名を申告するものとする。この際、申告の前後に敬礼を行う。あいさつ終了後、侍立位置に移動する。
- (3) あいさつ者は、あいさつ者名簿の順序により、同名簿記載の職名、氏名を申告するものとする。
- (4) 単独の場合のあいさつは、受礼者の正面で正対して実施するものとする。この際、申告の前後に敬礼を行う。  
なお、入退室時の敬礼は省略することができる。
- (5) 列立の場合のあいさつは、各グループごとに入室し、1列で受礼者に向かって右（又は左）側の者から順次、各個に受礼者に正対し実施するものとする。終了後、右（又は左）に向きを変え、前進して退室する。この際、列立あいさつ者は申告の前後に個々に敬礼を行う。
- (6) あいさつ者は、帽子を右手に持ち、右手は振らないものとする。
- (7) 部隊のあいさつ終了後、各部隊の長は、侍立の位置から受礼者の正面に移動し、「〇〇（部隊等名）幹部あいさつを終わります。」と報告した後、退室する。この際、報告の前後に敬礼を行う。  
なお、退室時の敬礼は省略することができる。
- (8) 指揮系統の異なる2以上の部隊等が幹部あいさつを行う場合、それぞれ部隊等別に前各項の要領で行う。
- (9) あいさつを行う者が部隊の長一人の場合は、単独のあいさつの場合の要領によりあいさつするものとし、(2)項による事前報告及び(7)項による事後報告は行わない。
- (10) あいさつに伴う一連の動作は付図のとおり。

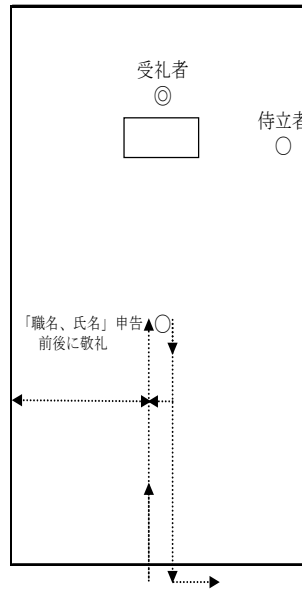
# 付 図

## 訓練検閲等における『幹部あいさつ』要領

### ◎部隊等の長



### ◎単独あいさつ



### ◎列立あいさつ

